

田原本町学校給食センター調理・配送等業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

田原本町（以下「町」という。）では、建設予定の田原本町学校給食センターで令和9年9月から実施予定の学校給食について、民間事業者の技術力を活用するとともに、学校給食の質の保持と調理業務等の安全性及び効率性を確保するため、調理・配送等業務を民間事業者に委託するにあたり、下記のとおり公募型プロポーザル方式（企画提案方式）による民間事業者の募集を行います。

この募集要領は、調理・配送等業務委託に係る民間事業者の募集に関して、必要な事項を定めるものです。

2. 本業務の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 業 務 名 | 田原本町学校給食センター調理・配送等業務委託 |
| (2) 業 務 内 容 | 別に定める仕様書のとおり |
| (3) 業 務 期 間 | 契約締結日から令和12年7月31日まで
(ただし、契約日から令和9年8月31日までを準備期間とする。) |
| (4) 契約上限額 | 371,951,000円
R9年度 111,576,000円
R10年度 111,576,000円
R11年度 111,576,000円
R12年度 37,223,000円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。) |

3. 参加資格

このプロポーザルへの参加資格を有する者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生手続開始決定がなされている者又は会社更生法に基づく更生手続開始決定がなされている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係事業者（法人でその役員若しくは使用人のうちに暴力団員のあるもの又は自然人で使用人のうちに暴力団員のあるものをいう。）でないこと。
- (4) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (5) 国税（法人の場合は、法人税、消費税及び地方消費税、個人の場合は、申告所得税、

復興特別所得税、消費税及び地方消費税)、主たる事務所の所在地の市区町村税及び町税(介護保険料及び後期高齢者医療保険料を含む。ただし、田原本町が課税するものに限る。)を滞納していないこと。

- (6) 田原本町工事等契約に係る入札等参加停止措置要領(平成25年8月田原本町告示第43号)第3条第1項の規定に基づく入札等参加停止措置を受けていないこと。
- (7) 田原本町政治倫理条例(平成11年12月田原本町条例第25号)第4条第1項に該当する者でないこと。
- (8) 1日2,500食以上の学校給食調理施設での受託実績を3年以上有し、かつ現在も該当する施設での調理・配送等業務契約を締結していること。
- (9) 県内又は近隣府県(大阪府、京都府、和歌山県、滋賀県、兵庫県、三重県をいう。)において、本社、支社、事務所のいずれかを有していること。
- (10) 製造物責任法(平成6年法律第85号)に基づく生産物賠償責任保険に加入していること。
- (11) 過去5年以内に学校給食調理業務又は大量調理施設業務において食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく営業禁止又は営業停止処分を受けている者でないこと。
- (12) 食品衛生法第60条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過しない者でないこと。
- (13) 業務契約締結時に履行保証人を立てること。なお、履行保証人の要件については上記(1)～(12)の各項の要件を満たしている者とする。

※失格等

申請書の提出から契約までの間に参加資格を欠くこととなった場合は、当該申請者を失格とし、受託候補者及び次点者としての資格を取り消す場合がある。

また、故意又は過失により提出書類に審査結果に影響を及ぼすような虚偽の記載があったとき、審査の公平性を害する行為があったときその他受託候補者及び次点者として不適格と認められるときも同様とする。

4. 日程

このプロポーザルに関する主な日程の概略は、次のとおりとする。ただし、選定等の進捗状況により変更する場合がある。

参加申請の受付	令和8年5月28日(木)
質疑の受付開始	令和8年5月28日(木)
質疑の受付締切	令和8年6月9日(火) 15:00
質疑の回答	令和8年6月16日(火) (予定)
参加申請の受付締切	令和8年6月24日(水) 16:30
第1次審査(書類審査)	令和8年6月下旬(予定)
第1次審査結果通知	令和8年7月上旬(予定)
第2次審査(プレゼンテーション)	令和8年7月中旬(予定)
第2次審査結果通知	令和8年8月初旬(予定)
契約締結	令和8年8月中旬(予定)

なお、第1次審査を行わない場合は、以降の日程を繰り上げる場合がある。

5. 参加申請の方法

このプロポーザルへの参加を希望する者は、田原本町ホームページから必要書類等をダウンロードし、次のとおり必要書類等を提出すること。

(1) 提出期間

令和8年5月28日（木）から令和8年6月24日（水）まで（必着）
ただし、持参の場合は土日祝日を除く。

(2) 提出時間

午前9時00分から午後4時30分まで。

(3) 提出場所

田原本町 教育委員会事務局 教育総務課 学校給食係

(4) 提出方法

持参、郵便又は信書便による。（郵便又は信書便については、期限内必着）

(5) 提出書類

① 参加申請書（様式第1号）

② 会社の概要・業務実施体制（様式第3号・4号）

③ 学校給食センター調理・配送等業務委託事業実績（様式第12号）

④ 提案書（様式第2・5～11号）

※提案内容について、仕様書に規定する事項は基本要件であり、受託者の専門性や独創性によるさらなる創意工夫を含めた提案とすること。

⑤ 見積書（様式第15号）

⑥ 登記事項証明書（履歴事項証明書）

発行日から3ヶ月以内のものに限る。

⑦ 直近1年間の財務状況がわかる書類（貸借対照表及び損益計算書等）

⑧ 法人税、消費税及び地方消費税についての納税証明書（国税：様式その3の3）

発行日から3ヶ月以内のものに限る。

⑨ 主たる事務所の所在地の市区町村税についての滞納がない旨の証明書

ただし、発行日から3ヶ月以内のものに限る。

⑩ 誓約書（様式第16号）

⑪ 履行保証人誓約書（様式第14号）

⑫ 「プロポーザル審査における社会的な価値の勘案基準」のいずれかに該当する場合は別紙に定める確認書類等

(6) 提出部数

正本1部、副本1部、副本をスキャンしたPDFデータ一式を記録したCD-R1枚
副本及びデータについては、全ての書類において参加事業者を特定できる情報（会社名、代表者氏名、役員氏名、住所、電話番号等）を削除又は黒塗りをして提出すること。また、副本については、町において複写する場合があるため、ホッチキスやインデックス等を使用せず製本しないこと。電子データは上記（5）の提出書類名称に即してファイ

ルをPDF形式で分割の上、CD-Rのディスク媒体に保存し提出すること。

※提出書類については、正本に原本を添付し、副本にはその写しの添付で可とする。

(7) 参加資格の有無の確認結果の通知

参加申込書の受付後、前記3の参加資格の有無を確認し、確認結果を文書により通知する。

6. 質疑の受付及び回答

本業務に係る仕様書等の内容に質疑が生じた場合は、次のとおり質疑書（様式第13号）を提出すること。ただし、質疑の回数は、1参加者につき1回までとする。

(1) 受付期間

令和8年5月28日（木）から令和8年6月9日（火）午後3時まで

※ただし、土日祝日等閉庁日を除く。（受付期間内必着）

(2) 提出方法

下記12. 問合せ先に電子メールにて質疑書を提出し、質疑書の提出後、必ず電話にてメールが届いているか確認を行うこと。なお、電話や来庁による質疑等、規定の方法以外の方法による質疑は受け付けない。

(3) 回答方法

質疑があった場合は、令和8年6月16日（火）までに町ホームページにて回答を予定している。

(4) その他

意見の表明と解されるもの、質疑内容が不明瞭なもの等については回答しない。また、受付期間に遅れたものは回答しない。

7. 選定方法

(1) 受託候補者及び次点者の選定

受託候補者及び次点者の選定は、第1次審査及び第2次審査により行うものとし、選定に係る審査は、田原本町学校給食センター調理・配送等業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) 選定方法

① 第1次審査（書類審査）

審査委員会が、下記(4)に定める評価基準に基づき提出書類等を審査して評価を行い、評価点（50点満点）の合計が高い順に4者を第2次審査の対象者として選定する。ただし、参加申請書を提出した者が4者以下の場合は、第1次審査を省略することがある。この場合においては第2次審査の日程を早める場合がある。

② 第2次審査（プレゼンテーション）

第2次審査対象者は、あらかじめ提出した書類または資料に基づきプレゼンテーションを行う。

審査委員会は、下記(4)に定める評価基準に基づきこれを審査して評価を行い、受託候補者1者及び次点者1者を選定する。ただし、参加者が1者以下の場合は、受託候

補者1者のみを選定する。

受託候補者の選定にあたっては、各審査委員から最も高い評価点（102点満点）を最も多く得た者を受託候補者とする。各審査委員から最も高い評価点を最も多く得た者が複数あった場合は、その中で全審査委員の評価点の合計点が最も高い者を受託候補者とする。さらに全審査委員の評価点の合計点が最も高い者が複数あった場合は、その中から審査委員の多数決により受託候補者を選定する。それでも同数となった場合は、委員長の決するところによる。

(3) 審査結果の通知及び公表

第1次審査及び第2次審査の実施後、各審査対象者に対して文書により結果を通知する。また、受託候補者については、選定後に町ホームページにおいて公表する。なお、選定結果に関する問い合わせ、異議申し立て等は、受け付けない。

(4) 評価基準

各審査の評価項目、評価事項及び評価点は、下記のとおりとする。なお、第1次審査の評価点は、第2次審査には引き継がれない。

各審査委員の総評価点の平均が最低基準点（得点60点）に満たない場合は、受託候補者及び次点者を選定しない。

(5) 社会的な価値の勘案

第2次審査においては、別紙「プロポーザル審査における社会的な価値の勘案基準」のいずれかに該当する場合は、2点を加点する（複数の評価項目に該当する場合でも、加点は2点とする。）。

第1次審査（50点満点）

評価項目	評価事項	評価点
①経営状況・経営理念	・財務状況が健全であり安定した事業を行える財務基盤を有しているか ・学校給食に対する基本的な考え方 ・学校給食の意義や特色に対する理解度 ・学校給食調理業務に取り組む意欲	5
②業務実績 <u>対象：過去10年間</u>	・学校給食新規開設に伴う立ち上げ業務受託実績（センター方式） ・学校給食調理・配送等業務受託実績（センター方式）	15
③危機管理体制	・調理事故、異物混入等発生時の対処体制及び防止対策 ・配送車事故発生時の緊急配送対応 ・災害時対応・協力体制等	5

④衛生管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理対策や考え方 ・指導、検査体制 ・従事者の健康管理対策 ・従事者の研修計画・巡回指導 	5
⑤人員配置体制・ 食物アレルギー 対応	<ul style="list-style-type: none"> ・配置人数 ・業務責任者の資格、経験内容 ・地元採用計画 ・従事者の休暇等における代替者確保体制 ・作業工程表、作業動線図 ・アレルギー対応の類似施設実績 ・アレルギー対応を含む人員配置計画、組織体制 	10
⑥見積額の評価	見積額が提案内容に見合う金額となっており、積算根拠が明確であるか。また、見積額が経済性にすぐれているか。	10

第2次審査（102点満点）

評価項目	評価事項	評価点
①経営状況・経営 理念	<ul style="list-style-type: none"> ・財務状況が健全であり安定した事業を行える財務基盤を有しているか ・学校給食に対する基本的な考え方 ・学校給食の意義や特色に対する理解度 ・学校給食調理業務に取り組む意欲 	5
②業務実績 <u>対象：過去10年間</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食新規開設に伴う立ち上げ業務受託実績（センター方式） ・学校給食調理・配送等業務受託実績（センター方式） 	15
③危機管理体制	<ul style="list-style-type: none"> ・調理事故、異物混入等発生時の対処体制 ・配送車事故発生時の緊急配送対応 ・災害時対応 	5
④衛生管理体制・	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生管理対策や考え方 ・指導、検査体制 ・従事者の健康管理対策 ・従事者の研修計画・巡回指導 	5
⑤人員配置体制・ 食物アレルギー 対応	<ul style="list-style-type: none"> ・配置人数 ・業務責任者の資格、経験内容 ・地元採用計画 ・従事者の休暇等における代替者確保体制 ・アレルギー対応の類似施設実績 ・アレルギー対応を含む人員配置計画、組織体制 	15

⑥見積額の評価	見積額が提案内容に見合う金額となっており、積算根拠が明確であるか。また、見積額が経済性にすぐれているか。	25
⑦地域に開かれた施設の利活用	地域活性化に繋がる取組や町民に向けたイベントの提案など食育拠点・コミュニティ拠点として地域に開かれた給食センターに向けた取組の提案	10
⑧アレルギー対応の拡充等	・アレルギー対応について、今後拡充するための提案 ・アレルギー対応喫食者への的確な受け渡しの提案等	10
⑨受配校の対応に関する提案	・配膳員の業務内容拡充に関する提案 ・食育授業等への参画 ・的確な配送計画の提案	10
⑩社会的な価値 (加点事由)	別紙「プロポーザル審査における社会的な価値の勘案基準」のいずれかに該当するか。	2

8. 第2次審査（プレゼンテーション）

第2次審査対象者は、あらかじめ提出した書類に基づき、次のとおりプレゼンテーションを行う。

(1) 日時

令和8年7月中旬頃を予定

詳細については、第2次審査対象者に別途通知する。

なお、遅刻の場合は残り時間でプレゼンテーションを行い、欠席した場合は参加申込みを辞退したものとみなす。

(2) 場所

田原本町役場（奈良県磯城郡田原本町890-1）を予定

(3) プレゼンテーション実施者

第2次審査対象者1者につき3名以内とする。なお、プレゼンテーションは、統括管理者など本件業務に直接携わる者が少なくとも1名以上参加し実施すること。

(4) 実施時間

プレゼンテーション準備 10分以内

プレゼンテーション 20分以内

質疑応答 10分程度

(5) その他

① プレゼンテーションにおける提案は、あらかじめ提出した書類の記載内容と同一とし、追加の提案や追加資料等の配布は不可とする。※提出書類に記載されていない新しい提案を行わないこと。

② 公正な審査を行うため、事業者を特定できる情報（会社名等）を伏せてプレゼンテーションを行うこと。

③ プロジェクター、スクリーン、パソコン等の機材を使用したプレゼンテーションも可とするが、必要機材については、あらかじめ連絡の上、第2次審査対象者において

用意すること。

- ④ プレゼンテーションは、非公開で行う。

9. 参加者の失格

次のいずれかに該当する場合は、当該参加者を失格とする。失格となった参加者は、以後の審査に参加することができないものとし、既に審査が終了している場合は、当該参加者の審査結果を無効とする。

- (1) 前記3の参加資格を満たさなくなったとき。
- (2) 故意又は過失により提出書類に審査結果に影響を及ぼすような虚偽の記載があったとき。
- (3) 書類の提出期限その他この要領の記載事項を遵守しなかったとき。
- (4) 見積額が契約上限額を超えるとき。
- (5) 審査の公平性を害する行為があったとき、その他受託候補者として不適格と認められるとき。

10. 契約に関する事項

- (1) 契約の締結

受託候補者と町が協議し、企画提案書による提案内容を基本として本件業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。

受託候補者との協議の結果、合意に至らなかった場合は、次点者と協議することができるものとする。

11. その他

- (1) このプロポーザルへの参加に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 参加者から提出された書類等の修正、差し替え等は、本町から求める場合を除き一切認めない。
- (3) 同一の参加者からの複数の企画提案書等の提出は、受け付けない。
- (4) 参加者から提出された書類等は、返却しない。
- (5) 参加者から提出された書類等の著作権は参加者に帰属するが、このプロポーザルの実施及び選定結果の公表等に必要な範囲内において、町は無償で当該著作権を使用できるものとし、参加者は、町に対して当該著作物に係る著作権人格権を行使しないものとする。
- (6) このプロポーザルに関して情報公開請求等があった場合、田原本町情報公開条例（平成11年12月田原本町条例第22号）に基づき、参加者から提出された書類等を開示することがある。
- (7) このプロポーザルへの参加を辞退する場合は、遅滞なく辞退届（様式第17号）を提出すること。

1 2. 問合せ先（業務担当課）

〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890番地の1
田原本町 教育委員会事務局 教育総務課 学校給食係

T e l : 0 7 4 4 - 3 4 - 2 0 7 4 （直通）

F a x : 0 7 4 4 - 3 2 - 2 9 7 7

E-Mail : kyoiku@town.tawaramoto.nara.jp